

塩谷町告示第 20 号

塩谷町クビアツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 6 年 2 月 22 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町クビアツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

令和6年2月22日

告示第6号

塩谷町クビアツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金交付要綱(令和5年塩谷町告示第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(補助金の額) 第6条 補助金の額は、補助対象費用の合計額に <u>3分の2</u> を乗じて得た額 (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、 <u>20万円</u> を限度とする。 2 (略)	(補助金の額) 第6条 補助金の額は、補助対象費用の合計額に <u>6分の5</u> を乗じて得た額 (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、 <u>25万円</u> を限度とする。 2 (略)

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。